

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	県税賦課徴収事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特記事項	徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税クラウドサービス」を使用している。運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。
------	--

## 評価実施機関名

徳島県知事

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	○徳島県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収事務を行う。 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2 収納、還付、充当、納税証明等を行う収納管理業務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う徴収業務 4 納税者の特定や宛名情報管理を行う納税者管理業務
③システムの名称	県税クラウドサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二の28の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び条法を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経営戦略部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話番号 088-621-2024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県経営戦略部税務課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話番号 088-621-2077

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5② 所属長	税務課長 出原 公和	税務課長 小林 敬治	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成26年12月3日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7 請求先	監察課情報公開個人情報担当	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5② 所属長	税務課長 小林 敬治	税務課長 熊尾 雅彦	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	監察課情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
平成30年7月10日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月4日	I 7 請求先	監察課情報公開個人情報担当	監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月4日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月4日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月4日	I 5② 所属長の役職名	税務課長 熊尾 雅彦	税務課長	事後	様式変更による
令和1年6月4日	IV リスク対策	記載なし	IV リスク対策記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	県税トータルシステム	県税トータルシステム（令和3年12月末まで運用予定） 県税クラウドサービス（令和4年1月から運用開始予定）	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	表紙 特記事項	<p>・令和4年1月から新税務システムである「県税クラウドサービス」を利用することとなり、現在業務要件の検討やカスタマイズの必要性の分析を行っている。今回の一定期間経過前の特定個人情報保護評価再実施に合わせ、「県税クラウドサービス」の特定個人情報保護評価の実施を行うものである。</p> <p>・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。</p> <p>・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。</p>	<p>・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。</p> <p>・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。</p>	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	表紙 特記事項	<p>・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。</p> <p>・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。</p>	<p>徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税クラウドサービス」を使用している。運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。</p>	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 1 ③ システムの名称	県税トータルシステム（令和3年12月末まで運用予定） 県税クラウドサービス（令和4年1月から運用開始予定）	県税クラウドサービス	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 特定個人情報ファイル名	個人番号管理データベースファイル、県税クラウドサービスデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。